

令和3年度中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱

第1条 [目的]

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和3年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

第2条 [受講対象者]

福島県トラック協会（以下、県ト協）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係わる共同組織の経営者、管理者も対象とする。

第3条 [対象校]

国の人材養成機関である中小企業大学校9校とする。

最寄校の受講を原則とするが、希望する講座名・受講する期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜ヶ丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

第4条 [対象講座]

対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 [受講（予定）定員]

受講者数は、10人とする。

2. 1事業者（同一事業者を含む）からの複数の申込みも妨げない。

第6条 [受講内容等の通知]

全日本トラック協会（以下、全ト協）は、中小企業大学校の各校が計画し同校本部で最終決定された講座の内、対象となる講座の内容および開催スケジュール等を県ト協へ通知する。

2. 県ト協は、前項の通知に基づき会員事業者へ周知徹底させる。

第7条 [受講の届け出・承認]

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に県ト協へ届け出る。

2. 県ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行うものとする。

3. 県ト協は、受講料の総額が10万円以上の講座について、当該年度4月1日から12月31日までの間に承認した内容を「受講承認報告書」(様式1)により、翌年の1月末日までに全ト協へ報告する。

第8条 [大学校への申込み]

受講を希望する会員事業者は、県ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料(全額)を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3. 受講料は、所定の額(全額)を会員事業者が、直接、当該校に納入する。

第9条 [受講修了後の手引き]

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」(様式2)を県ト協へ提出する。

その際、「受講修了証」(写)および「振込金受取書」等(写)各1部を添付する。

2. 「受講終了通知書」の提出を受けた県ト協は、「受講修了証書」(写)および「振込金受取書」等(写)の内容を確認し、適切に保管する。

3. 県ト協は、前項の確認をした上で、「受講終了報告書兼負担金請求書」(様式3)を全ト協へ提出する。締め切り令和4年2月28日(木)必着。

なお、県ト協は上期分(4月から9月)を令和3年10月12日までに、下期分(10月から3月)は令和4年2月28日までに分けて、上記様式3を提出することが出来る。

第10条 [受講料の負担] (受講料の3分の2を上限)

受講料については、受講終了事業者・県ト協・全ト協それぞれ3分の1の割合で負担する。県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、百円未満の額は百円単位に切り上げた額とする。

<具体例> 受講料 35,000 円の場合の計算は、
35,000 円 ÷ 3 = 11,666 円 → 県ト協負担額 11,600 円
35,000 円 ÷ 3 = 11,666 円 → 全ト協負担額 11,700 円
11,600 + 11,700 = 23,300 円 ⇒ 助成金申請額

第11条 [受講料負担額の送付]

全ト協は、県ト協から「受講終了報告書兼負担金請求書」の提出があったときは、精査の上、年度末までに送付する。

ただし、上期下期に分けて請求があった場合は、上期分は11月末までに、下期分は年度末までに所定の受講料負担額を送付する。

2. 県ト協は、全ト協から送付された額に県ト協の所定の負担額を合わせて、会員事業者に送付する。

第12条 [受講申込み後の変更または中止]

会員事業者は、県ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに県ト協あて届け出る。